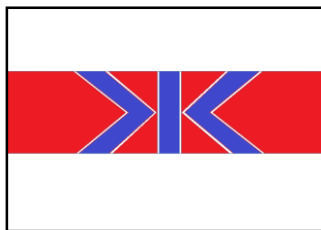


参考2

未定稿



遊漁について

令和3年6月
水産庁

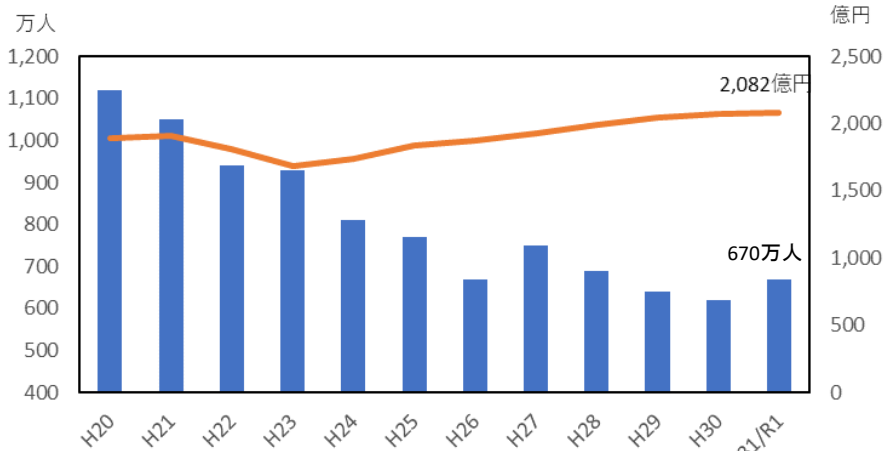
1. 遊漁の現状

釣りをを行う遊漁者数、釣り人を案内する遊漁船業者数は減少傾向にあるものの、釣り用品の販売額は2千億円を維持する水準にある。

- 遊漁者数は平成20年以降減少傾向、近年は700万人前後で推移
- 小売市場規模は平成23年以降増加傾向、近年は2千億円台で推移

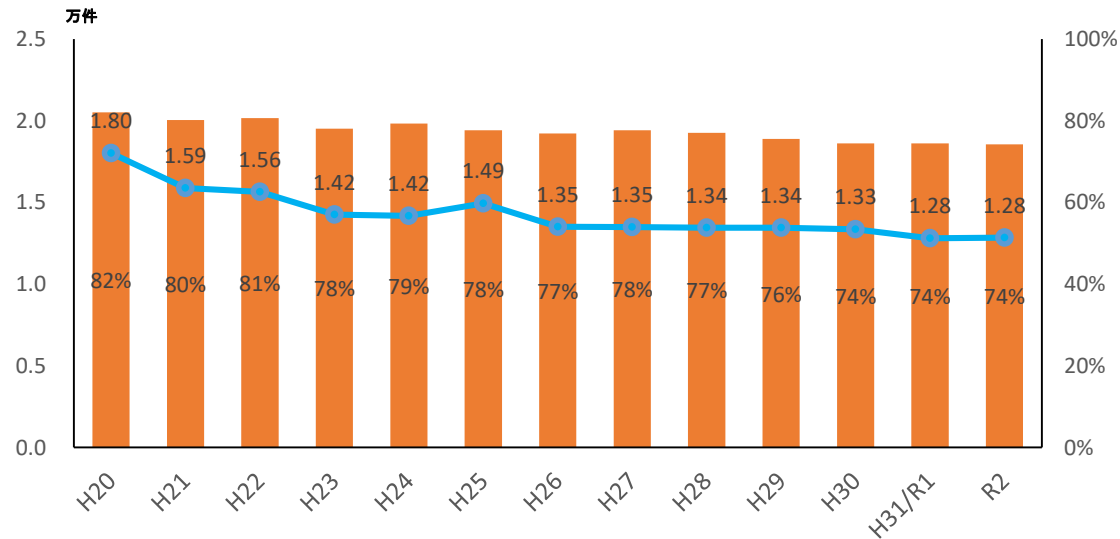
- 遊漁船業者数も減少傾向、令和2年現在1.3万業者
- 漁業協同組合組合員との兼業割合は近年75%程度で推移

< 遊漁者数及び小売市場規模の推移 >



出典(遊漁者数)公益財団法人日本生産性本部「レジャー白書」
 (小売市場規模)一般社団法人日本釣り用品工業会
 「釣り用品の国内需要動向調査報告書」

< 遊漁船業登録件数と漁協組員兼業割合の推移 >



出典：水産庁調べ

2. 遊漁関係法令と資源管理

- 遊漁に関しては海面利用や資源管理の観点から、都道府県漁業調整規則等による規制や遊漁船業の適正化に関する法律による安全対策強化によって関与
- 近年、資源管理の強化が図られる中で、クロマグロのように沿岸漁業まで全ての漁業者にTACが適用される魚種が出てきており、漁業者が実施する資源管理の実効性が損なわれないよう、遊漁について一定の管理が求められている。

■ 遊漁と漁業関係法令

- 都道府県漁業調整規則
 - ✓ 漁具・漁法の制限(釣り、たも網等以外を禁止)
 - ✓ 体長制限、禁止期間の設定等
- 海区漁業調整委員会指示
 - ✓ 特定海域の遊漁規制、遊漁の承認制等
- 遊漁船業の適正化に関する法律
 - ✓ 知事への登録制
 - ✓ 損害賠償保険への加入義務
 - ✓ 利用者の安全管理等を行う業務
 - ✓ 主任者の選任義務

■ 遊漁と資源管理

(参考) クロマグロの遊漁船による採捕量及び漁業による漁獲量

(単位：トン)

年	遊漁船(採捕量(H29~R1は推定値、R2は集計値))			漁業(漁獲量)			
	計	小型魚	大型魚	計	小型魚	大型魚	備考
H29	7.5	3.1	4.3	8,348.9	3,407.1	4,941.8	注1
H30	9.0	4.6	4.4	6,093.0	2,277.6	3,815.4	注2
R1	12.3	5.9	6.4	7,553.9	2,949.4	4,604.5	注3
R2	15.8	5.6	10.2	8,423.5	3,105.7	5,317.8	注4

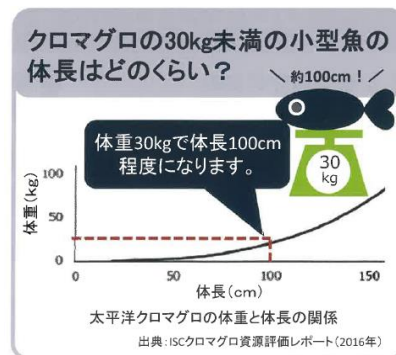
小型魚：30kg未満
大型魚：30kg以上

注1：第3管理期間(知事管理漁業分はH29.7.1~H30.6.30の間の漁獲量)

注2：第4管理期間(知事管理漁業分はH30.7.1~H31.3.31の間の漁獲量)

注3：第5管理期間(知事管理漁業分はR元.4.1~R2.3.31の間の漁獲量)

注4：第6管理期間(知事管理漁業分はR2.4.1~R3.3.31の間の漁獲量)



- 遊漁も水産動植物の採捕を行うことから、漁業者が実施する資源管理の実効性が損なわれないよう一定の管理が必要
- 例えば、国際的な枠組に基づき厳しい資源管理を実施しているクロマグロについては、遊漁者に資源管理への協力を要請(詳細は次ページ以降参照)
- 一方で、遊漁が資源に与える影響が軽微である等、管理の必要性が乏しい魚種については、過剰な規制は不要

3.遊漁におけるクロマグロ採捕について（現状①）

○ 遊漁におけるクロマグロの資源管理について

<基本的な考え方>

遊漁におけるクロマグロの資源管理は、漁業者の管理に歩調を合わせて実施。

- ・国と都道府県は協力して、遊漁者及び遊漁船業者に対して、漁業者の取組について周知を図り漁業者の取組に歩調を合わせて対応。
- ・遊漁船業者については都道府県を通じて、プレジャーボートについては対象者が不明確なので都道府県や釣り団体の各ホームページやTV等の媒体を通じて呼びかけ。

○ 資源管理基本方針への遊漁者に対する指導の明記について

資源管理基本方針

第8 その他資源管理に関する重要事項

4 遊漁者に対する指導

国及び都道府県は、遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

○ 遊漁におけるクロマグロ採捕量調査について

◇遊漁船調査(マグロを対象とした遊漁船への調査)

○令和2年調査結果：(調査期間 令和2年1月1日～令和2年12月31日)

全重量： 15.8トン(集計値)

うち小型魚(30kg未満)重量： 5.6トン (うち、リリース分を除いた重量： 3.4トン)

うち大型魚(30kg以上)重量： 10.2トン

- ・令和2年から、対象を全ての遊漁船に拡充し調査

◇プレジャーボート調査

- ・母集団や対象者を特定することが難しく、統計的な調査を行うことは困難。
- ・現在のクロマグロの資源状況においては、プレジャーボートによるクロマグロの採捕量は、クロマグロ全体の採捕量に比べて、微小と考えられる。
- ・プレジャーボートを含む遊漁者からの採捕報告アプリの開発を進める。

3.遊漁におけるクロマグロ採捕について（現状②）

○ 遊漁者にも漁業者の管理と同様の対応を行うよう理解と協力を求めるため、各都道府県における管理状況(採捕停止命令等の発出状況)をとりまとめ、水産庁ホームページで公表し、随時更新。

令和3年6月23日とりまとめ

都道府県別海域別の管理状況一覧

都道府県名	小型魚(30kg未満)	大型魚(30kg以上)	都道府県名	小型魚(30kg未満)	大型魚(30kg以上)
	管理状況	管理状況		管理状況	管理状況
北海道	遊漁によるクロマグロ小型魚(30キログラム未満)の採捕を禁止。意図せず採捕した場合には直ちに海中に放流してください。		和歌山県	遊漁によるクロマグロ小型魚(30キログラム未満)の採捕を禁止。意図せず採捕した場合には直ちに海中に放流してください。	
青森県			鳥取県		
岩手県			島根県		
宮城県			岡山県		
秋田県			広島県		
山形県			山口県		・瀬戸内海の漁業者は採捕を自粛しており、瀬戸内海では30kg以上のクロマグロを対象とした遊漁は行わないでください。 ・瀬戸内海において30kg以上のクロマグロが釣れた場合は再放流してください。
福島県			徳島県		
茨城県			香川県		
千葉県			愛媛県		
東京都			高知県		A
神奈川県			福岡県		
新潟県			佐賀県		
富山県			長崎県		
石川県			熊本県		
福井県			大分県		
静岡県			宮崎県		
愛知県			鹿児島県		
三重県			沖縄県		A
京都府					
大阪府					
兵庫県					

「管理状況」欄の凡例

A	<p>全漁業者に採捕停止命令が出されています。</p> <p>クロマグロを対象とした遊漁の自粛をお願いします。</p> <p>※クロマグロ以外を対象とした遊漁で、小型魚や採捕停止命令の対象サイズのクロマグロがかかった場合にはリリースするようご協力をお願いします。</p>
B	<p>全漁業者に操業自粛の勧告等が出されています。</p> <p>クロマグロを対象とした遊漁の自粛をお願いします。</p> <p>※クロマグロ以外を対象とした遊漁で、小型魚や操業自粛の対象サイズのクロマグロがかかった場合にはリリースするようご協力をお願いします。</p>
C	<p>一部の漁業者に採捕停止命令や操業自粛の勧告等が出されています。</p> <p>クロマグロを対象とした遊漁の自粛をお願いします。詳しくは都道府県へ確認ください。</p> <p>※都道府県によっては、漁法別、地域別、期間別に管理しており、漁法別、地域別、期間別に採捕停止命令や操業自粛の勧告等が出されているため、詳しくは都道府県へ確認ください。</p> <p>※クロマグロ以外を対象とした遊漁で、小型魚や操業自粛中や採捕停止命令の対象サイズのクロマグロがかかった場合にはリリースするようご協力をお願いします。</p>

3.遊漁におけるクロマグロ採捕について（現状③）

- 令和3年6月1日より広域漁業調整委員会指示により規制を導入し、遊漁者による資源管理の定着を図るとともに、遊漁者が委員会指示等に違反して採捕したクロマグロを取り扱わないよう市場関係者に要請。
- 想定していた水準を大幅に上回る採捕数量となったことから、令和3年6月17日より本年12月末までの期間、日本海・九州西海区においてクロマグロを目的とした遊漁を控えるよう協力要請。

① 採捕の制限

クロマグロ小型魚（30キログラム未満）

採捕を禁止。意図せず採捕した場合には直ちに海中に放流しなければならない。

クロマグロ大型魚（30キログラム以上）

採捕した場合には、尾数、総重量、採捕した海域等を水産庁に報告しなければならない。

② 流通の制限

遊漁者が委員会指示等に違反して採捕したクロマグロを取り扱わないよう市場関係者に要請



③ 協力要請

都道府県、全漁連、遊漁団体に対し、日本海・九州西地区における本年12月末までのクロマグロを目的とした遊漁を控えるよう協力を要請するとともに、水産庁ホームページでも公表。

【参考】

- (1)遊漁者からの採捕報告数量
総重量：10.8トン
（うち日本海・九州西地区9.9トン）
報告期間：R3.6.1～6.16
- (2)遊漁船調査による集計値(令和2年)
総重量：10.2トン
報告期間：R2.1.1～12.31

4. 遊漁の資源管理の方向性

水産資源管理の観点からは、魚を採捕するという点では、漁業も遊漁も変わりはないことから、今後、資源管理の高度化に際しては、いずれは遊漁についても漁業と一貫性のある管理を行う必要がある。



クロマグロ

遊漁に対する資源管理措置の導入が早急に求められているクロマグロについて、試行的取組として、令和3年6月から、小型魚の採捕制限、大型魚の報告義務付けを開始。その運用状況や定着の程度を踏まえつつ、漁業と同じレベルの本格的なTACによる数量管理に段階的に移行していく。

クロマグロ以外

漁業における数量管理の高度化が進展し、クロマグロ以外の魚種にも遊漁の資源管理、本格的な数量管理が必要となる可能性があることから、現在、開発中のアプリや遊漁関係団体の自主的取組等を活用した遊漁者による採捕量の情報収集を強化し、資源への影響評価を踏まえつつ、遊漁者に協力を求めることが不可欠な資源管理措置を示すなど、遊漁者が資源管理の枠組みに参加しやすい環境を整備していく。



遊漁を含めた資源管理の進展による、我が国水産資源の適切な管理と持続的な利用を推進。